

○姫路大学教育学部教育課程検討委員会規程

(目的)

第1条 姫路大学教育学部教授会運営に関する規程第12条に基づき、教育学部の教育課程の改訂について検討するため、教育学部教育課程検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置き、その運営について定める。

(協議事項)

第2条 検討委員会は、次の各事項を協議し、その実施にあたる。

- (1) 関係法令等の改正に伴う教育課程に関する事項
- (2) その他、教育課程の改善に関する事項

(組織)

第3条 検討委員会は、学部長および委員若干名により構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期中の委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 検討委員会の委員長は、学部長とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を代行する。

(招集及び議長)

第6条 検討委員会は、委員長が所掌する。

- 2 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 検討委員会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。
- 4 検討委員会の召集にあたっては、開催の日時、場所および議題を各委員に予め通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(定足数)

第7条 検討委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。ただし、議決には加えない。

(専門部会)

第9条 検討委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営について必要な事項は、検討委員会が定める。

(議事録)

第10条 検討委員会の議事は、これを議事録に記載する。

(協議結果の報告)

第11条 委員長は、協議の結果を教授会において、提案および報告する。

(補則)

第12条 この規程に定めるものの他、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。